

上三川町訪問型サービス(独自:訪問介護相当サービス)サービスコード表 (令和元年10月改定)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A 2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援 1・2(週1回程度)	1,172	1月につき		
A 2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,172単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1,055	
A 2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援 1・2(週1回程度)		39	1日につき	
A 2	2114	訪問型独自サービスⅠ・日割・同一		39単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35		
A 2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援 1・2(週2回程度)	2,342	1月につき		
A 2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,342単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2,108	
A 2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援 1・2(週2回程度)		77	1日につき	
A 2	2214	訪問型独自サービスⅡ・日割・同一		77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69		
A 2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,715	1月につき		
A 2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		3,715単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3,344	
A 2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		122	1日につき	
A 2	2324	訪問型独自サービスⅢ・日割・同一		122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110		
A 2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援 1・2(週1回程度)	267	1回につき		
A 2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		267単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		240	
A 2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援 1・2(週2回程度)	271			
A 2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		271単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		244	
A 2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	286			
A 2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		286単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		257	
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型 サービス費 (独自)(短時 間サービス)	事業対象者・要支援 1・2(20分未満)	166			
A 2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一		166単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		149	
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				1月につき	
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算			1日につき
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき	
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		中山間地域等における小規模事業所 加算			1月につき	
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算		1回につき
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			中山間地域等に居住する者への サービス提供加算			1月につき
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算		チ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算			
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算			
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算			
A 2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A 2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算			
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算			
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算			

※水色→新設、黄色→変更